

国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する協定の改正

国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する協定の改正

国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する協定の一部を次のように改正する。

この協定の題名中「（インテルサット）」を削る。

前文の第三段落から第七段落までを次のように改める。

国際電気通信衛星機構がその当初の目的に従い世界のすべての地域に対して電気通信業務を提供するため世界的な衛星システムを確立したこと並びにこのシステムが世界の平和及び理解に貢献したことを認識し、

第二十四回国際電気通信衛星機構締約国総会が政府間機関の監督する民間会社の設立により再編成及び民営化を行うことを決定したことを考慮し、

電気通信業務の提供における競争の増大にかんがみ、国際電気通信衛星機構の宇宙システムの運営が商業的に存続するためには、国際電気通信衛星機構がその宇宙システムを第一条(d)に定義する会社に移転することが必要であると認め、

会社が第三条に定める中核的な原則を遵守し、及び高度の品質と信頼性とを有する国際公衆電気通信業務に必要な宇宙部分を商業的基礎の上に提供することを意図し、

会社が継続的に中核的な原則を履行することを確認するためには、いずれの国際連合の加盟国又は国際電気通信連合の構成国も締約国となることができる政府間監督機関が必要であることを決意して、

第一条(a)中「(以下「インテルサット」という。)」を削り、「をいう」を「をいい、その改正を含む」に改め、同条中(b)を削り、(e)を次のように改める。

(e) 「商業的基礎の上に」とは、電気通信事業における通常の及び慣習的な商慣行に従うことをいう。

第一条中(f)を(p)とし、(g)を削り、(h)を(b)とし、(c)を(g)とし、(g)の次に次の(h)を加える。

(h) 「ライフライン接続義務」又は「LCO」とは、継続的な電気通信業務をライフライン接続義務顧客に提供するため、会社がライフライン接続義務契約に基づいて負う義務をいう。

第一条中(i)を削り、(j)を(c)とし、同条(k)中「インテルサット」を「会社の」に改め、(k)を同条(f)とし、同条中(d)を(i)とし、(i)の次に次の(j)及び(k)を加える。

(j) 「公的業務契約」とは、会社が中核的な原則を遵守することを国際電気通信衛星機構が確保するための

法的拘束力のある文書をいう。

(k) 「中核的な原則」とは、第三条に定める原則をいう。

第一条(e)の前に次の(d)を加える。

(d) 「会社」とは、一又は二以上の国の法令に基づいて設立され、国際電気通信衛星機構の宇宙システムが移転される一又は二以上の民間の団体をいい、その承継人を含む。

第一条(l)を次のように改める。

(l) 「共同の財産」とは、国際電気通信連合（ITU）の無線通信規則に従い、国際電気通信連合において締約国のために事前の公表若しくは調整の過程にあり又は登録されている軌道位置に関連する周波数割当てであつて、第十二条の規定により一又は二以上の締約国に移転されるものをいう。

第一条中(m)を(q)とし、(q)の次に次の(r)及び(s)を加える。

(r) 「ライフライン接続義務顧客」とは、ライフライン接続義務契約を締結する資格を有しかつ締結するすべての顧客をいう。

(s) 「主管庁」とは、国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び国際電気通信連合の業務規則から

生ずる義務の履行について責任を有する政府機関をいう。

第一条(l)の次に次の(m)を加える。

(m) 「全世界的な範囲」とは、静止軌道位置に配置される衛星からの視野に入る最北緯線から最南緯線までの地球上の最大限の地理的範囲をいう。

第一条(n)を次のように改める。

(n) 「全世界的な接続」とは、千九百六十五年にモントルーにおいて開催された国際電気通信連合の全権委員会議が定めた国際電気通信連合の五の地域区分の各地域区分内及び地域区分間の通信を可能とするために会社が提供する全世界的な範囲を通じ、会社の顧客が利用し得る相互接続能力をいう。

第一条(n)の次に次の(o)を加える。

(o) 「無差別のアクセス」とは、会社のシステムへの公正かつ平等なアクセスの機会をいう。

第二条の表題中「インテルサット」を「ITSO」に改め、同条（条名及び表題を除く。）を次のように改める。

締約国は、前文に掲げる原則を十分に考慮して、国際電気通信衛星機構（以下「ITSO」という。）を

設立する。

第五条を次のように改める。

第五条（監督）

ITSOは、会社が中核的な原則、特に、宇宙部分容量が商業的基礎の上に利用可能である場合に会社が提供する現存の及び将来の公衆電気通信業務のための会社のシステムへの無差別のアクセスの原則を履行することを監督するため、公的業務契約の締結を含むすべての適当な措置をとる。

第八条及び第九条を削る。

第七条(a)中「インテルサット」を「ITSO」に改め、同条(b)から(e)までを次のように改める。

(b) 締約国総会は、ITSOの一般方針及び長期目標を審議する。

(c) 締約国総会は、主権国としての締約国に主として関係のある問題を審議し、及び特に会社が次のことのために商業的基礎の上に国際公衆電気通信業務を提供することを確保する。

(i) 全世界的な接続及び全世界的な範囲を維持すること。

(ii) ライフライン接続の対象となる顧客に業務を提供すること。

- (iii) 会社のシステムへの無差別のアクセスを提供すること。
- (d) 締約国総会は、次の任務及び権限を有する。
 - (i) 適当と認める場合には、特に中核的な原則に直接関係する会社の活動をITSOの事務局が検討することについて、同事務局に指示すること。
 - (ii) 第十五条の規定に従いこの協定の改正案を審議し、これについて決定すること。
 - (iii) 次条の規定に従い事務局長を任命し及び解任すること。
 - (iv) 事務局長が会社の中核的な原則の遵守に関して提出する報告を審議し、これについて決定すること。
 - (v) 事務局長の勧告を審議し、自己の裁量により、これについて決定すること。
 - (vi) 第十四条(b)の規定に従いITSOからの締約国の脱退について決定すること。
 - (vii) ITSOといずれかの国（締約国であるかどうかを問わない。）又は国際機関との間の公式の關係に関する問題について決定すること。
 - (viii) 締約国から提出される苦情を審議すること。
 - (ix) 締約国の共同の財産に関する問題を審議すること。

(x) 第四条(b)に規定する承認について決定すること。

(xi) 締約国総会が合意する期間についてのITSOの予算を審議し、承認すること。

(xii) 承認された予算の範囲外で発生する給付事由に関し必要な決定を行うこと。

(xiii) ITSOの支出及び決算報告を検査するための会計検査専門家を任命すること。

(xiv) 附属書A第三条に規定する法律専門家の選定を行うこと。

(xv) 事務局長が公的業務契約に従い会社に対し仲裁手続を開始する条件を定めること。

(xvi) 公的業務契約の改正案について決定すること。

(xvii) この協定の他の条の規定に基づいて与えられる他の任務を遂行すること。

(e) 締約国総会は、通常会期として、ITSOの宇宙システムが会社に移転された後十二箇月以内に起算日を置いて二年に一回会合する。締約国総会は、通常会期のほかに臨時会期として会合することができる。

締約国総会は、臨時会期として、事務局が次条(k)の規定に基づいて要請する場合又は締約国が当該会期の目的を示した書面により事務局長に要請する場合に会合を招集する。もつとも、締約国が要請する場合に、締約国の三分の一（要請する締約国を含む。）以上の支持を必要とする。締約国総会は、事務局長が

締約国総会の臨時会期として会合を招集する条件を定める。

第七条(f)中第二段を削り、同条(f)に次のように加える。

締約国は、代理投票又は締約国総会が適当と認める他の方法により投票する機会を与えられ、及び締約国総会の会期の前に十分な時間的余裕をもつて必要な情報を提供される。

第七条(h)中「運用協定第八条の規定の適用上、インテルサット」を「ITSO」に改め、(h)を同条(i)とし、同条(g)中「規定」の次に「並びに参加及び投票に関する規定」を加え、(g)を同条(h)とし、同条(f)の次に次の(g)を加え、同条を第九条とする。

(g) 締約国総会のいかなる会合においても、各締約国は、一の票を有する。

第六条の表題中「インテルサット」を「ITSO」に改め、同条(条名及び表題を除く。)を次のように改め、同条を第八条とする。

ITSOは、次の機関で構成する。

(a) 締約国総会

(b) 締約国総会に対し責任を負い、事務局長を長とする事務局

第四条(a)中「インテルサット」を「ITSO」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第七条（財政原則）

(a) ITSOの経費については、ITSOの宇宙システムを会社に移転する時に一定の金融資産を保有することにより第二十一条に定める十二年間支弁する。

(b) ITSOが十二年を超えて存続する場合には、ITSOは、公的業務契約を通じて資金を得る。

第三条の表題を次のように改める。

（対象となる国内公衆電気通信業務）

第三条(a)を削り、同条(b)中「(b)」を削り、「業務は」の次に「、前条の規定の適用上」を加え、(i)を同条(a)とし、同条(b)(ii)中「署名当事者総会が理事会から提示される助言を考慮して事前に承認を与えた」を「適当な承認が与えられた」に改め、(ii)を同条(b)とし、同条(c)から(f)までを削り、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

第三条（ITSOの主たる目的及び中核的な原則）

(a) I T S O は、会社の設立を考慮に入れて、中核的な原則の履行を確保するために、会社が商業的基礎の上に国際公衆電気通信業務を提供することを公的業務契約を通じて確保することを主たる目的とする。

(b) 中核的な原則とは、次のことをいう。

- (i) 全世界的な接続及び全世界的な範囲を維持すること。
- (ii) ライフライン接続の対象となる顧客に業務を提供すること。
- (iii) 会社のシステムへの無差別のアクセスを提供すること。

第十条を次のように改める。

第十条（事務局長）

(a) 事務局は、締約国総会に対し直接に責任を負う事務局長を長とする。

(b) 事務局長については、次のとおりとする。

- (i) I T S O の首席職員とし、I T S O を法的に代表し、及びすべての管理業務の遂行（契約に基づく権利の行使を含む。）について責任を負う。

(ii) 締約国総会の方針及び指示に従って行動する。

(iii) 四年又は締約国総会が決定する他の期間を任期として、締約国総会が任命する。締約国総会は、正当な事由があるときは、事務局長を解任することができる。いかなる者も、事務局長として八年を超えて在任することはできない。

(c) 事務局長の任命及び事務局のその他の職員の選定に当たり、地域的及び地理的な多様性に基づく採用及び配置による利益の可能性を考慮して、最高水準の誠実性、能力及び能率を確保することに最大の考慮を払う。事務局長及び事務局のその他の職員は、ITSOに対する各自の責任と両立しない行動を慎む。

(d) 事務局長は、締約国総会の指導及び命令に従つて、職員及び使用人の構成、定員及び標準雇用条件を決定し、並びに事務局の職員を任命する。事務局長は、事務局のコンサルタントその他の顧問を選定することができる。

(e) 事務局長は、会社が中核的な原則を遵守することを監督する。

(f) 事務局長は、次のことを行う。

(i) 会社がライフライン接続義務契約を遵守することによつてライフライン接続義務顧客に業務を提供するという中核的な原則を遵守することを監視すること。

(ii) ライフライン接続義務契約を締結する資格を得るための申請に関して会社が行った決定を審議すること。

(iii) 調停業務を提供することにより、会社との紛争を解決するに当たつてライフライン接続義務顧客を援助すること。

(iv) ライフライン接続義務顧客が会社に対して仲裁手続を開始することを決定した場合には、コンサルタント及び仲裁人の選定に関して助言を与えること。

(g) 事務局長は、(d)から(f)までに規定する事項について締約国に報告する。

(h) 事務局長は、締約国総会が定める条件に従い、公的業務契約に基づき会社に対して仲裁手続を開始することができる。

(i) 事務局長は、公的業務契約に従い会社との関係を処理する。

(j) 事務局長は、ITSOを代表して、締約国の共同の財産から生ずるすべての問題を考慮し、及び締約国の見解を通告を行う主管庁に通知する。

(k) 事務局長は、締約国が次条(c)に規定する措置をとらないことが会社が中核的な原則に従うことを妨げる

との見解を有する場合には、事態の解決を求めるためにその締約国と連絡を取るものとし、また、前条(e)の規定に基づいて締約国総会が定める条件に従って締約国総会の臨時会期として会合を招集することができる。

(1) 締約国総会は、事務局長が不在であり若しくはその任務を遂行することができなくなつた場合又は事務局長の職が空席となつた場合に事務局長代理となる者一人を事務局の上級職員の中から指名する。事務局長代理は、この協定によつて事務局長に属するすべての権限を行使する能力を有する。事務局長の職が空席となつた場合には、事務局長代理は、(b)(iii)の規定に従つてできる限り速やかに任命されかつ確認を経た事務局長が就任するまでの間、その任務を遂行する。

第十一条を削る。

第十四条の表題を次のように改める。

(締約国の権利及び義務)

第十四条(a)中「及び署名当事者」を削り、「条項」の次に「及び第三条に定める中核的な原則」を加え、同条(b)中「及び署名当事者」及び「及び運用協定」を削り、「インテルサット」を「ITSO」に改め、

- 「又は署名当事者」を削り、同条(c)から(g)までを削り、同条に次の(c)を加え、同条を第十一条とする。
- (c) すべての締約国は、会社が中核的な原則を履行できるようにするため、透明、無差別かつ競争中立的な方法で、関係国内手続及び自国が締約国となつている関連する国際協定に従い、必要な措置をとる。
- 第十二条を次のように改める。

第十二条（周波数割当て）

- (a) ITSOの加盟国は、通告を行う主管庁として選定された主管庁がこの協定の承認、受諾又は批准を寄託政府に通告する時まで、軌道位置及び周波数割当てであつて、国際電気通信連合の無線通信規則に従い締約国のために国際電気通信連合において調整の過程にあり又は登録されているものを保有する。締約国は、ITSOの加盟国が当該割当てを保有する間、国際電気通信連合においてITSOのすべての加盟国を代表するものとして、ITSOの加盟国の中から一の締約国を選定する。
- (b) ITSOが周波数割当てを保有する間ITSOのすべての加盟国を代表するものとして(a)の規定に従つて選定された締約国は、会社のために通告を行う主管庁として行動するために締約国総会が選定した締約国がこの協定の承認、受諾又は批准を行つたことについて寄託政府から通知を受領した時に、当該割当て

を当該通告を行う主管庁に移転する。

(c) 会社のために通告を行う主管庁として行動するために選定された締約国は、関係国内手続に従い次のことを行う。

(i) 中核的な原則を履行するために会社が周波数割当てを使用することを認めること。

(ii) (i)の使用が認められなくなった場合又は会社が(i)の周波数割当てを必要としなくなった場合には、国際電気通信連合の手続に従い当該割当てを取り消すこと。

(d) この協定の他のいかなる規定にもかかわらず、会社のために通告を行う主管庁として行動するために選定された締約国が、第十四条の規定によりITSOの加盟国でなくなった場合には、当該締約国は、国際電気通信連合の手続に従い周波数割当てが他の締約国に移転されるまで、この協定及び国際電気通信連合の無線通信規則の関連するすべての規定に拘束され及び従う。

(e) 通告を行う主管庁として(c)の規定に従って行動するために選定された締約国は、次のことを行う。

(i) 少なくとも毎年、通告を行う主管庁による会社の取扱い、特に自国による前条(c)の義務の遵守に關し、事務局長に報告すること。

(ii) 会社が中核的な原則を履行するために必要な行動に関し、ITSOを代表する事務局長の見解を求めること。

(iii) ライフライン接続の対象となる国へのアクセスを拡充するため、通告を行う主管庁として可能な活動に関し、ITSOを代表する事務局長と協同すること。

(iv) 全世界的な接続及びライフライン接続使用者への業務の提供を維持することを確保するため、会社のために行われる国際電気通信連合の衛星システムの調整に関し、事務局長に通知し及び協議すること。

(v) ライフライン接続使用者による衛星通信の必要性に関し、国際電気通信連合と協議すること。
第十三条を削る。

第十五条の表題を次のように改める。

(ITSOの本部並びに特権及び免除)

第十五条(a)中「インテルサット」を「ITSO」に改め、「本部は」の次に「、締約国総会が別段の決定を行わない限り」を加え、同条(b)中「インテルサット」を「ITSO」に、「、財産」を「及び財産」に、「直接国税並びに世界衛星組織に使用するため打ち上げられる電気通信衛星並びにその構成部分及び部品に

対する関税を、」を「直接国税を」に改め、同条(c)中「インテルサット」を「ITSO」に、「使用人、」を「使用人並びに」に改め、「署名当事者及び署名当事者の代表並びに仲裁手続に参加する者」及び第四段を削り、同条を第十三条とする。

第十六条（条名及び表題を除く。）を次のように改め、同条を第十四条とする。

(a) (i) いずれの締約国も、ITSOから任意に脱退することができる。締約国は、その脱退の決定を書面に
よつて寄託政府に通告する。

(ii) (i)の規定に基づく締約国の脱退の決定の通告は、寄託政府がすべての締約国及び事務局に送付する。

(iii) 第十二条(d)の規定が適用される場合を除くほか、任意の脱退は、(i)に規定する通告の受領の日の後三箇月で効力を生じ、この協定は、その時に、当該締約国について効力を失う。

(b) (i) 締約国がこの協定に基づくいずれかの義務に違反した疑いがある場合において、締約国総会は、その旨の通告を受けて又は自己の発意によつて行動し、その締約国の申立てを考慮した後義務の違反が事実であると認めるときは、その締約国がITSOから脱退したものみなす決定を行うことができる。この協定は、その決定の日にその締約国について効力を失う。このため、締約国総会は、臨時会期として

会合を招集することができる。

(ii) 締約国総会が(i)の規定に従い、締約国がI T S Oから脱退したものとみなす決定を行つた場合には、事務局は、寄託政府に通告するものとし、寄託政府は、その通告をすべての締約国に送付する。

(c) 通告により脱退する締約国は、寄託政府又は事務局が(a)(i)の規定に基づく脱退の決定の通告を受領した時に、締約国総会において代表される権利及び投票する権利を失い、その通告の受領の後、いかなる義務又は責任をも有しない。

(d) 締約国総会が(b)の規定に従い、締約国がI T S Oから脱退したものとみなす場合には、その締約国は、その決定の後、いかなる義務又は責任をも有しない。

(e) いかなる締約国も、国際連合又は国際電気通信連合における当該締約国の地位の変更に伴う直接の結果としてI T S Oから脱退することを要求されない。

第十七条(a)中「及び署名当事者」を削り、同条(b)中「第七条」を「第九条」に、「規定」を「手続」に改め、後段を削り、同条(c)中「第七条」を「第九条」に改め、同条(d)を次のように改める。

(d) 締約国総会が承認した改正は、寄託政府が締約国総会がその改正を承認した日に締約国であつた国の三

分の二の国から改正の承認、受諾又は批准の通告を受領した後、(e)の規定に従つて効力を生ずる。

第十七条(e)中「インテルサット」を「ITSO」に改め、同条を第十五条とする。

第十八条(条名及び表題を除く。)を次のように改め、同条を第十六条とする。

(a) この協定に基づく権利及び義務に関して、締約国相互の間又はITSOと一若しくは二以上の締約国との間に生ずるすべての法律的紛争は、別段の解決が妥当な期間内に行われない限り、附属書Aに従つて仲裁に付する。

(b) この協定に基づく権利及び義務に関して、締約国と締約国でなくなつた国との間又はITSOと締約国でなくなつた国との間に、その国が締約国でなくなつた後に生ずるすべての法律的紛争は、別段の解決が妥当な期間内に行われない限り、締約国でなくなつた国が同意することを条件として、附属書Aに従つて仲裁に付する。(a)の規定に従つて紛争が仲裁に付された後、その紛争の当事者である国が締約国でなくなつた場合には、その仲裁は、継続し、完了する。

(c) ITSOといずれかの締約国との間の協定から生ずるすべての法律的紛争は、その協定に含まれる紛争の解決に関する規定に従う。その紛争は、そのような規定がない場合において、別段の解決が行われず、

かつ、その当事者が合意するときは、附属書Aに従つて仲裁に付することができる。

第十九条(a)(ii)中「国際電気通信連合の連合員」を「国際連合の加盟国又は国際電気通信連合の構成国」に改め、同条を第十七条とする。

第二十条(a)を次のように改める。

(a) この協定は、この協定が署名のために開放された日に暫定協定の締約国であつた国の三分の二が、批准、受諾若しくは承認を条件としないで署名し又は批准し、受諾し、承認し若しくは加入した日の後六十日で、効力を生ずる。ただし、その三分の二の暫定協定の締約国が、この協定が署名のために開放された日に、特別協定に基づく割当率の三分の二以上を有していたことを条件とする。この協定は、この(a)の規定にかかわらず、署名のために開放された日の後八箇月を経過する前又は十八箇月を経過した後は、効力を生じない。

第二十条(c)中最後の一段を次のように改める。

暫定的適用が(ii)又は(iii)の規定によつて終了したときは、当該締約国の権利及び義務については、第十四条(c)の規定を適用する。

第二十条中(d)を削り、(e)を(d)とし、同条を第十八条とする。

第二十一条(a)中「インテルサット」を「ITSO」に改め、同条(b)中「及び署名当事者」を削り、「インテルサット」を「ITSO」に改め、同条(c)中「インテルサット」を「ITSO」に改め、同条を第十九条とする。

第二十二条(a)中「第十九条」を「第十七条」に、「インテルサット」を「ITSO」に改め、同条(b)中「第十九条」を「第十七条」に、「第二十条」を「第十八条」に、「インテルサット」を「ITSO」に改め、同条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十一条（有効期間）

この協定は、ITSOの宇宙システムを会社に移転する日から少なくとも十二年間効力を有する。締約国総会は、ITSOの宇宙システムを会社に移転する日から十二年を経過した日に、第九条(f)の規定に従い、締約国による投票によりこの協定を終了させることができる。当該決定は、実質事項とみなす。

附属書A及び附属書Bを削る。

附属書Cの題名中「協定第十八条及び運用協定第二十条に規定する」を削る。

附属書C第一条中「第十八条」を「第十六条」に改め、「及び運用協定第二十条並びに運用協定の附属書」を削る。

附属書C第二条中「第十八条」を「第十六条の規定」に改め、「及び運用協定第二十条の規定並びに運用協定の附属書」を削る。

附属書C第三条(a)中「次の」を「次の次の」に改め、同条(c)の第一段の次に次のように加える。
裁判長団の構成員は、直接に又は電子的方法により、会合に参加することができる。

附属書C第三条(c)中「運用協定第八条の規定の適用上、インテルサット」を「ITSO」に改め、同条(d)中第二段及び第三段を削り、同条(e)中「又は理事会」を削り、同条(g)を削る。

附属書C第四条(a)(iv)中「第十八条」を「第十六条」に改め、「又は運用協定第二十条」を削り、同条(b)中「各署名当事者並びに」を削る。

附属書C第七条(b)中「インテルサット」を「ITSO」に、「並びに締約国であつてその指定した署名当事者が仲裁手続の当事者であるもの及び署名当事者であつてそれを指定した締約国」を「及び締約国」に改め、「及び署名当事者」を削り、同条(f)中「第十八条」を「第十六条」に改め、「及び運用協定第二十条並

びに運用協定の附属書」を削り、同条(h)中「第十八条」を「第十六条」に改め、「及び運用協定第二十条並びに運用協定の附属書」を削り、同条(k)中「及び署名当事者」を削る。

附属書C第九条中(a)を削り、同条(b)中「他の締約国並びに署名当事者及びインテルサット」を「締約国であつて仲裁手続の当事者でないもの又はITSO」に改め、同条(b)を同条とする。

附属書C第十一条中「、各署名当事者及びインテルサット」を「及びITSO」に改める。

附属書C第十三条(a)(i)中「運用協定並びに」を削り、同条(b)中「インテルサット」を「ITSO」に改め、「及び運用協定」及び「及び署名当事者」を削る。

附属書C第十四条中「インテルサット」を「ITSO」に改め、「、運用協定第八条の規定の適用上」を削り、附属書Cを附属書Aとする。

附属書Dを削る。